

最上川水系流域委員会規約より抜粋

第2条（目的）

この委員会は、最上川水系の河川整備計画変更原案及び計画策定後の各種施策の進捗等に関して意見を交換し、東北地方整備局長及び山形県知事に対し意見を述べるものとする。

また、最上川水系の大臣管理区間の河川整備計画に基づく事業のうち、再評価、事後評価の対象事業の評価を行い、東北地方整備局長に対し意見を述べるものとする。

今回の流域委員会は、下記項目を対象



- ・最上川水系置賜圏域河川整備計画(知事管理区間)の変更
- ・最上川水系村山圏域河川整備計画(知事管理区間)の変更